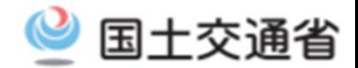


自家用有償旅客運送制度の改革(案)

令和6年2月28日
物流・自動車局

自家用有償旅客運送制度の改革 (道路運送法第78条第2号関係)



●自家用有償旅客運送制度を徹底的に見直し、実施しやすさを向上

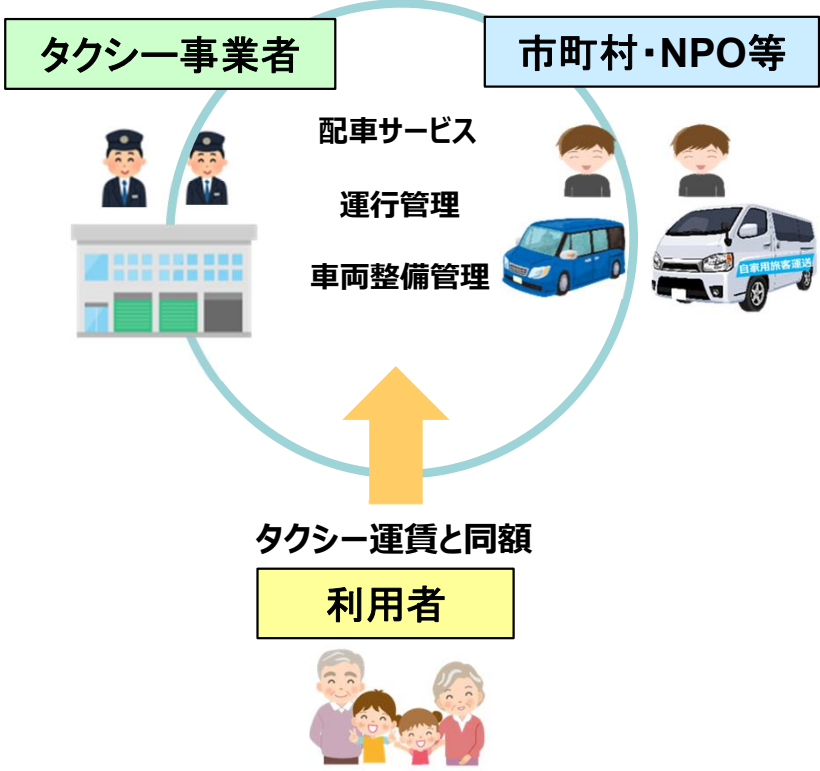
ご意見	改革内容	実施時期
○夜間は「交通空白」なのに導入できない	▶ 「交通空白地」の目安を数値で提示するとともに、夜間など「 時間帯による空白 」の概念も取り込む	年内
○自家用有償の実施主体に株式会社を追加すべき	▶ 実施主体からの受託により株式会社が参画できることを明確化	年内
○観光地における輸送力が不足している	▶ 観光地において宿泊施設が共同で車両を活用することを促進	年内
○採算性の改善、運転手の確保などが課題	▶ 「対価」の目安を タクシー運賃の「約8割」 とする	年内
	▶ 一定のダイナミックプライシングを導入する 2頁	年度内
	▶ 自家用有償の運賃を弾力化することにより、タクシーとの共同運営の仕組みを構築する 3頁	6月まで
○地域公共交通会議等における調整が困難	▶ 「交通空白地」の判断をはじめ、自家用有償の導入や運賃などについて、 一定期間内に結論 が出ない場合には首長が判断できるよう見直し 4頁	6月まで
○「市内限定」など、運行区域が厳格で不便	▶ 運行区域を柔軟に設定 することを促すよう見直し 5頁	6月まで

○ 自家用有償旅客運送において、一定のダイナミックプライシングを導入するため、以下の事項を通達上明記する。

- ① 自家用有償旅客運送の実施主体は、需給に応じて、通常收受することとなっている対価に対して、5割増を上限、5割引を下限として、柔軟に対価の額を設定することが可能。
- ② ダイナミックプライシングを導入するに際しては、
 - ・ 対価の額をリアルタイムに変動させる
 - ・ 対価の額が変動する時間帯や要件をあらかじめ決定するのいずれの手法も可能。
- ③ 一定期間において、自家用有償旅客運送によって收受した対価の総額は、「実費」の総額の範囲内でなければならないことから、これを3ヶ月ごとに確認する。

○ タクシーサービスの補完として自家用有償旅客運送を活用するため、タクシー事業者と市町村・NPO等との共同運営（タクシーサービスと自家用有償旅客運送サービスとの一体的な提供）が可能であることを通達上明記する。

- ① タクシーと自家用有償旅客運送の一体的な配車サービスを導入し、タクシーの配車ができない場合に、自家用有償旅客運送を配車する仕組みを構築。
- ② 共同運営を実施する場合には、利用者が支払う額はタクシー運賃と同額とした上で、うち約8割（実費相当額）は市町村・NPO等が収受し、約2割は地域公共交通の確保改善に活用。



- 自家用有償旅客運送を導入するにあたって、地域公共交通会議で2か月程度協議してもなお結論に至らない場合には、協議内容を踏まえ首長の責任により判断できることを通達上明記する。

<従前のプロセス>

<今後のプロセス>

首長から交通事業者に対して
移動ニーズに対応した交通に関する提案を募集

【2ヶ月】

交通事業者から
提案あり

【最長4ヶ月】

結論に至らなかった場合

自家用有償
旅客運送の
検討 【数ヶ月】

自家用有償旅客運送
の開始

【2ヶ月】

交通事業者から
提案なし

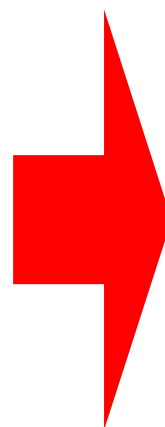
自家用有償
旅客運送の
検討 【数ヶ月】

自家用有償旅客運送
の開始

首長から地域公共交通会議に対して
自家用有償旅客運送の導入を提案

【2ヶ月程度】

自家用有償旅客運送の開始等



○ 自家用有償旅客運送について、運送区域外の目的地への往復を可能とする必要性が高いことから、発地又は着地のいずれかが運送区域内にあればよいことを通達上明記する。

① 運送区域外へ行く運送も運送区域外から戻る運送も可能であること、また、当該運送を行う場合には関係市町村に通知することを通達上明記。

② 隣接する複数市町村が自家用有償旅客運送を共同化すべき場合もあり、地方運輸局や都道府県が当該共同化を促すことを通達上明記。

